

1 学校教育の在り方

(1) 子どもたち一人一人が未来の創り手となるために

学校が果たすべき役割

教育は、人類が長い年月をかけて創造してきた学問や芸術、言語、価値観、行動様式等の文化を、次世代に伝えるという重要な役割を担っている。中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）で、「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。」（不易）としつつも、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。」と述べている。

これからの学校教育においても、幼児児童生徒が自らの個性を存分に発揮しながら、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」（不易）を確実に身に付けるよう指導するとともに、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）にも柔軟に対応していかなければならない。幼児児童生徒が、自己実現を図りながら、主体的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けるという視点から、教職員は、不易と流行を十分踏まえた教育活動を進めていく必要がある。

子どもたちが未来の創り手となるために

社会の変化は複雑で予測困難であり、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられる。

しかし、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。また、人間は、正解のない課題に対しても、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだすことができるなどという強みをもっている。

解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に身につけていくことがこれからの学校教育に期待さ

れている。そのためには、子どもたちに未来を創り出す力をはぐくんでいくことができるよう、学校教育の改善、とりわけその中核となる教育課程の改善を図っていかなければならない。

「生きる力」をはぐくむ教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが求められている。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」であると定義されている。

平成20年に行われた学習指導要領改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっているという認識が示された。また、知・徳・体のバランスのとれた育成（教基法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学教法第30条第2項）等、教基法や学教法の規定に基づき、児童生徒に「生きる力」をはぐくむことが重視されたところである。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の学習指導要領改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して、そのために必要な力をはぐくんでいくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、確実に発揮できるようにしていくことが重要となる。

1 学校教育の在り方

(2) 働き方改革と学校組織

教職員の働き方改革

平成29年10月に実施した京都府教育委員会による勤務実態調査の結果では、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員が、全国調査と比較しても相当多く、非常に深刻な状況にあることが明らかとなった。

この結果を受け、京都府教育委員会は、平成30年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定し、市町（組合）教育委員会とも連携し、学校における働き方改革をスタートさせた。その際、京都府教育委員会教育長から「学校が働きやすく魅力ある職場となり、澁刺、颯爽とした様子で教壇に立つ教員が、子どもたちのあこがれの存在となることを期待しています。」とのメッセージが全教職員に届けられた。

学校における働き方改革に関する中教審の答申では、次のとおり述べられている。「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することを強く期待する。」

令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、京都府でも条例が整備され、全ての教育委員会において、教育委員会規則により教育職員の勤務時間の上限を規定し、教員の長時間勤務の縮減のための取組を実行している。

そうした中、「教職員の働き方改革実行計画」について、計画期間終了後もなお取組を継続する必要があることから、令和3年3月、第2期京都府教育振興プランも踏まえて所要の改定が行われた（※）。

※〈取組方針の8つの柱〉

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 学校運営・指導体制の充実・強化 | 5 学校組織マネジメント力のさらなる向上 |
| 2 専門スタッフの配置等の促進 | 6 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進 |
| 3 部活動運営の適正化と教員負担軽減 | 7 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進 |
| 4 学校業務のさらなる改善の推進 | 8 数値目標の設定による進捗管理 |

同プランでは、当面の重点課題について、ICTを積極的に活用しながら、重点的・横断的に進めていく「教育環境日本一プロジェクト」の一つとして、「新時代の学習指導体制の構築と働き方改革」を明記した。学校における働き方改革が実を結び、新しい時代に対応した豊かな教育が実践されるためには、あらゆる分野での総合的な取組が必要である。

学校においては、校長のリーダーシップの下、必要性が乏しい慣習的な業務の廃止やICTを活用した業務の効率化、部活動運営の適正化等に取り組むとともに、全ての教職員の働き方に関する意識改革を行い、勤務時間の上限遵守に向けた取組を進めることが重要である。

資料② P158

チーム学校

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するためには、教育活動のさらなる充実が求められる。学校は学習指導、生徒指導等、幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して指導していく必要がある。その

一方で、社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教職員だけが課題を抱えて対応するのでは、十分に解決ができない課題も増えている。学校が、複雑化・多様化した課題に対応し、子どもに必要な資質・能力をはぐくんでいくためには、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教職員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことができる。

京都府教育委員会では、重点事業として、京都式「チーム学校」推進事業を実施し、教職員の担うべき本来業務に専念できる環境づくりに努めている。

学校の組織とその役割

学校の教育目標は、実際に教育活動を担う教職員によって具現化される。複数の教職員が集まって活動を行う学校で、調和のとれた学校運営がなされ、それぞれの活動が教育効果を上げるには、教育目標の実現に向かって組織を効果的に機能させることが必要である。そのために、各学校には、実態に合わせて校務分掌が設けられている（学教法施行規則第43条、第79条、第104条、第113条、第135条）。

＜校務分掌の主な内容＞

○学校の運営に関すること。

○教育課程の編成、実施、改善に関すること。

○幼児児童生徒の指導、管理に関すること。

○幼児児童生徒の保健安全に関すること。

○学校の施設・設備（教材・教具等を含む。）に関すること。

○地域社会・関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること。

＜校務分掌の運営＞

分掌された校務の遂行に当たっては、学校の教育目標を具現化する創意と工夫が必要であるとともに、それが組織全体に生かされることが大切である。したがって、他の分掌との連携を十分に図りながら、教職員間の好ましい協働関係をつくるように心掛け、各自の職責遂行に努めることが大切である。

＜教職員の人事評価＞

教職員の人事評価は、学校教育の直接の担い手である教職員の育成及び資質能力の向上を図り、もって学校組織を活性化させることを目的として実施されるものであり、その活用を通して一人一人の教職員が、学校目標の達成に向けて、それぞれの役割と責任をもって教育活動を展開することにより、学校教育の充実を図ることができる。

資料③ P158

《参考資料》

- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省 平成31年1月）
- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」
(文部科学省 平成27年7月)
- 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」
(中央教育審議会 令和6年8月)
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」
(中央教育審議会 平成31年1月)
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中央教育審議会 平成27年12月）
- 「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（京都府教育委員会 令和6年3月）
- 「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（京都府教育委員会 令和元年7月）
- 「京都府部活動指導指針」（京都府教育委員会 平成31年4月）

2 家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携

基本的な考え方

学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに幼児児童生徒を育てていくという視点をもち、家庭、地域との連携・協働を深め、学校内外を通じた幼児児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

また、学校、家庭、地域がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、連携しながら全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのために、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、地域の教育資源や学習環境を幼児児童生徒にとって大切な学習の場として一層活用していくことが必要である。

保護者との連携

個々の幼児児童生徒を理解し、指導するには、背景としての家庭環境を理解することが必要である。また、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の確立、豊かな心の育成等、学校の教育活動の充実を図るためにも、保護者の理解と協力は欠かせない。

日頃から、家庭訪問や電話連絡、学級通信の発行等で、保護者との信頼関係を築くことが大切である。また、学級・ホームルームにおいても懇談会や個別面談を実施するなど、積極的に保護者との連携を図っていくことが重要である。保護者との連携の状況は管理職や関係教職員等に報告し、適切な対応に努めなければならない。

P T Aとの連携

P T Aは、保護者と教職員がお互いを高め合い、幼児児童生徒の健全な育成を支援する団体である。また、P T Aは学校行事への支援や登下校時の安全対策等、様々な活動を地域の実情に応じて実施しており、学校、家庭、地域を結ぶ要として大切な役割を担っている社会教育関係団体である。

P T Aの運営や活動が形骸化しないようにするためには、保護者同士、保護者と教職員が同じ会員として相互に尊重し合うとともに、運営にあたっては会員の意見を反映することが大切である。

教職員はこの組織や活動を活かしながら、学校とP T Aとが密接に連携して教育効果を上げるようにするとともに、全ての幼児児童生徒の健やかな成長を考えていくという広い視野に立って運営されるよう協力することが大切である。

地域社会との連携や協働

地域社会は子どもが生活し成長する場として重要な役割を担っている。学校と地域がパートナーとなり連携・協働し、幼児児童生徒の教育に関わることが重要である。そのため、学校では、地域の人々が生涯学習で学んだ知識や経験から学ぶ機会を得られるよう教育活動を工夫する必要がある。

さらに、地域で取り組まれる自然体験活動や生活体験活動、地域の人々との交流活動は、自己肯定感の向上やよりよい人格形成に資することから、幼児児童生徒に積極的な参加を促す必要がある。

京都府教育委員会では、地域と学校が連携・協働して社会総がかりで子どもをはぐくむ「地域学校協働活動」の中で、地域の力を活かして子どもの体験活動や学習活動を充実させる「京のまなび教室」や「地域未来塾」等の取組を支援しており、幅広い地域の人々の参画により、地域の力を最大限に活かし、子どもの成長を支える活動の充実を図っている。

また、活動を通じて学校、家庭、地域、関係諸機関のネットワークが充実するなど、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりを推進している。これらの推進が、学習指導要領の理念でもある、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現につながるのである。

地域とともにある学校づくり

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を図るための有効な仕組みである。

学校相互間の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

幼児児童生徒の実態や指導の在り方等について理解を深めることにより、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することができる。また、そのことが広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

一方で、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。

《参考資料》

- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「令和7年度社会教育を推進するために」（京都府教育委員会 令和7年3月）
- 「結ネットKYOTO学校で活用出前授業」（京都府教育委員会 令和5年4月）
- 「きょうとふの家庭教育支援」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）

人生100年時代とウェルビーイングの向上

学習指導要領解説総則編には、「急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。」と述べられている。

人生100年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測される時代である。社会の構造的な変化に対応するために、学校教育における学びの多様化だけでなく、社会人の学び直し（リカレント教育）も含めた生涯学習の必要性が、さらに高まることが考えられる。

若者から高齢者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身に付けられる学び直しの場が提供される必要がある。

また、子どもが心身ともに健全な成長を遂げ、人や社会とつながり、共に生きる力をはぐくむためには、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携・協働し、社会総がかりで子どもをはぐくむことが大切である。

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つのコンセプトが掲げられ、「ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである」、「個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である」と述べられている。

また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるというウェルビーイングの向上につなげることが期待される。

京都府においては、京都府総合計画ならびに第2期京都府教育振興プランを踏まえ、幼児期から生涯にわたり校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育、学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを生かしてつながる教育の実現を目指し、様々な取組を推進しているところである。

生涯学習社会における学校の役割

生涯学習を進めるためには、幼児期から主体的に学ぶという生涯学習の基礎的な能力・態度を身に付けることが大切である。

学校教育は、自ら学ぶ力を養い、個性を伸ばし、生涯にわたって学習できる基礎や基本を育てる大切な役割を担っている。そのため、学校においては、教育活動の充実について全教職員の共通理解を図り、教育課程や学校運営に

おける工夫改善に取り組むと同時に、地域とともにある学校づくりを推進し、学校内外において、幼児児童生徒が幅広く体験し、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待できる。また、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

学校を核とした地域づくり

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年4月1日に社会教育法等が一部改正された。

「地域学校協働活動」とは、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域住民、学生、保護者等、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民のつながりを深め地域の創生につなげていくために、学校と地域が相互に連携・協働して行う様々な活動のことである。

登下校の見守り活動や学習補助等、学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけではなく、子どもたちの成長を軸として、地域と学校が互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図ることが期待されている。

《参考資料》

- 「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）